

卒業の認定に関する方針の公開方法

＜卒業の認定方針＞

卒業に認定については、学則第 10 条（成績評価）「授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。但し、出席時数の 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。」及び、第 20 条（課程修了の認定）「第 10 条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了認定を行う。 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認められるものには、卒業証書を授与する。」に基づき行う。

専門的技術や技能を養い取得し、多国籍の仲間と触れ合いながら広い視野、洞察力、コミュニケーション能力を高め、国際化や情報化が進展する日本や世界で貢献し、活躍する人材を育成することを教育理念としている。

科目の評価と併せて以下の点が習得されることも考慮する。

- ・コミュニケーション能力や異文化に対する理解
- ・豊かな感性とグローバルな視野
- ・企業が求める技術的要求に応えられる、高い技術と技能、資格の取得
- ・課題発見と解決能力
- ・チームワークとリーダーシップ
- ・公共性と倫理観

上記に基づき、卒業年次の後期期末試験終了後、卒業判定会議により卒業の認定を行う。